

浦安市規則第19号

浦安市障がい者職場実習奨励金交付規則の一部を改正する規則

浦安市障がい者職場実習奨励金交付規則（平成2年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「訓練」の次に「であって、次に掲げる要件を満たすもの」を加え、同号に次のように加える。

ア 1日の訓練時間が、休憩時間を除き、おおむね4時間以上8時間以下であること。

イ 1回の訓練日数が5日以上であること。

第3条中「公共職業安定所のあつせん」を「次に掲げる者のあつせん」に改め、「5日以上」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条第1項に規定する公共職業安定所
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する就労選択支援を行う事業所
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業所
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する特別支援学校
- (6) 浦安市障がい者就労支援センターの設置及び管理に関する条例（平成22年条例第3号）第1条に規定する浦安市障がい者就労支援センター
- (7) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設
- (8) その他市長が認めた者

第4条の見出し中「額」を「額等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 奨励金は、当該年度に同一の障がい者を受け入れた職場実習の回数が3回を超える事業主には、当該障がい者に係るその超える部分については、交付

しない。

別記第2号様式中

「

あつせんした公共職業 安定所の名称					
実 習 者 名	氏名	住所	生年月日	学校名	障がいの 区分

」

を

「

あつせんした者の名称				
実 習 者 名	氏名	住所	生年月日	障がいの 区分

」

に改める。

別記第4号様式中「印」及び「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の浦安市障がい者職場実習奨励金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に開始した職場実習について適用し、同日前に開始した職場実習については、なお従前の例による。